

くらしの情報ガイドアラカルト

お知らせ

カラスの行動にご注意！
カラスの繁殖期にあたる3～5月頃は、公園の高木・街路樹・電柱等に巣をつくりまわります。カラスが激しく鳴くのは威嚇行動ですので、その場からすぐに離れてください。攻撃を受ける可能性があります。カラスの個体を増やす原因となりますので、ハトの餌などは放置せず、カラスに餌を与えないようにしてください。
園経済課 ☎38-2033/FAX38-2176

フリーマーケット出店者募集
5月8日(日)10時～15時 雨天の場合5月22日(日) ㊟R芦屋駅北側ベストリアンデッキ ㊟1,000円/㊟出店数28店舗(飲食物の販売は不可) ㊟区の出展会は4月25日(月)14時から、商工会館2階会議室で(遅刻・欠席者は失格)。㊟市内在住者に限り ㊟4月20日(水)〈消印有効〉までに、はがき1店1枚に 名称 住所・氏名・電話・ファクス 品物名を明記し、右記へ ㊟環境処理センター(☎32-5391 〒659-0032 浜風町31-1)

のじぎく兵庫大会ボランティア募集
㊟&㊟平成18年10月開催!第6回全国障害者スポーツ大会「聴覚障害者への手話・要約筆記 パソコン要約筆記のボランティア ㊟300人 100人(いずれも昭和62年4月1日以前出生の県内在住・在勤・在学者) ㊟&㊟5月10日(火)までに、申込書(障害福祉課と社会福祉協議会の窓口設置)、のじぎく兵庫大会実行委員会事務局ボランティア係(☎078-362-3252/FAX078-362-3387)へ

国民健康保険からのお知らせ
㊟保険年金課保険担当(☎38-2035)
【会社の健康保険等に加入したとき】
国民健康保険の加入者のかたが、就職等で会社の社会保険等に加入されたら、届出が必要です。届出がないと国民健康保険の加入者として保険料が計算されます。
【所得申告の届けを】
所得がないかとも国民健康保険の申告は必要で、所得の少ないかたには軽減制度(条件あり)があります。 所得税の確定申告、市民税への申告、会社で年末調整をされた場合、申告は必要ありません。
前年度に国民健康保険申告を出されたかたおよび未申告者は、申告書を送付します。期日までに申告いただくと、年度当初の国民健康保険料に反映されます。

緑の募金にご協力を
みどりの日(4月29日)の街頭募金をはじめ、地域・職場・学校募金にご協力をお願いします。昨年度は市民の皆さんから693,010円の「緑の募金」をいただき、募金の半額は市に還付され、学校の緑化や花の種子の購入時に役立しました。
園みどりの課(☎38-2103)

少年消防クラブ員募集
㊟消防体験や関連施設の見学・防火広報活動等を通じ、防火・防災の知識を修得
㊟先着順若千名(市内在住の小学2年生～5年生、男女不問) ㊟4月18日～28日
㊟消防本部予防課(☎38-2098)

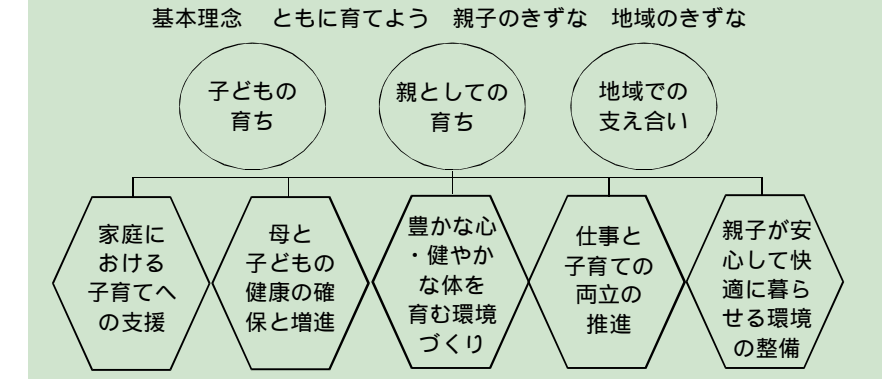
就学奨励費の申請
㊟市立の小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、経済的理由により就学させることが困難な人に対し、学用品・通学用品費、校外活動費などを援助します ㊟生活保護を受けている人 児童扶養手当を受けている人 世帯の年間所得額が基準額以下の人 ㊟各学校へ ㊟教育委員会総務課(☎38-2085)

「源氏物語」原典を読む講座
㊟4月25日・5月23日・6月27日・7月25日・8月22日・9月26日の全6回、いずれも月曜日、10時～12時 ㊟市民センター301室ほか ㊟新潮日本古典集成・源氏物語(新潮社) ㊟京都構大学教授・鈴木紀子氏 ㊟4,800円(全6回分) ㊟直接会場へ ㊟山谷崎潤一郎記念館(☎23-5852)

自然学校基礎講座
㊟5月28日(土)10時～21時(9時30分受付開始) ㊟日本キャン協会キャンパティレクター・池邊美保子氏 ㊟400円(宿泊費含まず) ㊟先着30人(学校教職員・青少年団体指導者・自然学校指導補助員・学生ほか) ㊟弁当・軍手・筆記用具・体育館シューズ・お茶などの飲み物 ㊟4月17日(日)9時から電話で下記へ ㊟&㊟県立奥猪名健康の郷(☎072-769-0485 川辺郡猪名川町杉生字奥山1-22)

納期 5月2日まで
固定資産税・都市計画税(第1期分) / 課税課固定資産税担当 ☎38-2017
法人市民税・事業所税(2月末日決算の法人等) / 課税課管理担当 ☎38-2015
～納付は便利な口座振替で～

毎月20日は「阪神地域ノーマイカーデー」
環境にやさしいドライブマナーを



《素案へのご意見、ありがとうございました》
昨年11月15日から12月15日まで、ホームページに素案を掲載しました。その結果、下記のとおり11分野・延べ31件のご意見をいただきました。ありがとうございました。
留守家庭児童会について 開級時間を延長して欲しい(5件) / 受け入れ学年を拡大して欲しい(5件) / 魅力ある児童会の運営(1件) 母子家庭に対する支援について 制度の充実を希望(1件) 幼稚園の延長保育、3年保育について 保育所の待機児童の解消のためにも実施を希望(1件) 保育所について 保育料を下げて欲しい(2件) / ならし保育を見直して欲しい(1件) / 完全給食を維持して欲しい(1件) / 公立保育所で0歳児保育を実施して欲しい(1件) / 病後児保育を実施して欲しい(1件) 乳児医療について 医療費を無料にして欲しい(2件) / 小学生まで拡充して欲しい(1件) 児童手当について 拡充して欲しい(1件) 食育の推進について 給食の充実を希望(1件) 環境整備について 阪神打出駅のパライフリー化(1件) ファミリーサポートセンターについて 利用料金の補助をして欲しい(1件) 計画について 実施しない事業があるのか(1件) / 事業の進展についてチェック機能が必要(1件) / 地域協議会を継続させる(1件) / こども課と教育委員会が連携、協議をする(1件) 小学校余教教室の転用について 管理・監督をしっかりしてほしい(1件)

環境保全率先実行計画への取り組みに向け「京都精華大学」と覚書を調印

問い合わせ 生活環境部総務課 ☎38-2051



京都精華大学学長との覚書の調印式

市では「芦屋市環境保全率先実行計画」を策定(平成13年3月)し、温室効果ガスの削減や環境への負荷の低減に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。
本年2月16日に京都議定書が発効され、我が国は温室効果ガスの削減を義務づけられ、その目標を達成するため、国および地方公共団体においてもいっそう取り組みを強化していくことが求められております。
市におきましては、平成13年3月に策定した「芦屋市環境保全率先実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に向け取り組んでまいりましたが、平成18年度からさらにステップアップするため、京都精華大学と協働して環境マネジメントシステムの再構築を図り、環境保全の取り組みを強化してまいります。
市が事業者・消費者としての立場から、職員全体が環境への負荷の低減に率先して取り組みを推進していくとともに、広く市民、事業者の皆さんにも発信し、公共財たる「地球環境」を保全していくための媒体となるよう取り組みをいっそう推進してまいりたいと考えております。

メッセージ 芦屋市長 山中 健

市は、京都精華大学と協働して環境マネジメントシステムの再構築を図り、温室効果ガスの削減や環境への負荷の低減に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

4月 テレビ広報ガイド

芦屋市広報番組 あしや30^{サタデー} min.

放送時間(30分)	放送時間(30分)
8:00	芦屋市政キララ 山手幹線道路～平成22年度完成を目指して
11:30	広報トピックス 潮芦屋フェスティバル 市民の杜づくり・芦屋川せせらぎコンサート
16:00	アートフリーマーケット あしや山まつり
19:30	芦屋の中のフランス チェリー・ヴォッキエさん
22:30	ミニ特集 ご利用ください!芦屋かるた
市民の時間	壁を越えて～鯉沼さん親子の挑戦 (スペシャルオリンピックス親メタリスト)

4月24日(日)は「J・COMプレリューダー」のため、の放送はありません。番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 CATV全般に関する問い合わせ ㈱ケーブルネット神戸芦屋(J・C・O・M)カスタマーズセンター 請0120-13-8160

「下水」の水質検査結果

下水処理場 ☎32-1291

試験項目	試験日	平成17年2月23日	平成17年3月3日		
天候	晴	雨/晴れ	晴れ	活性汚泥法処理による基準	
水温	()	12.1	9.0		
水質	()	流入水 処理水	流入水 処理水		
水質	()	16.9 17.9	16.2 18.0		
P	H ()	7.7 7.2	7.7 7.6		5.8～8.6
S	S (mg/l)	48	3		4
BOD	(mg/l)	124	2.9		125 2.5
大腸菌群数	(個/ml)	11,000	0		43,000 0
備	考	前日 晴れ	前日 晴れ		3,000以下
		前々日 晴れ	前々日 晴れ		
		前々日 晴れ	前々日 晴れ		
		前々日 晴れ	前々日 晴れ		

用語の説明【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

NHK公開セミナー ゴッホの原風景

日時 5月19日(木)午後2時～3時30分 会場 ルナ・ホール
内容 ファン・ゴッホと印象主義 講師 大手前大学人文学部教授・六人部昭典氏 申し込み 5月6日(金) <必着>までに、往復はがきに住所・氏名・電話番号・参加人数(1枚のはがきで2人分まで)を記入し、公民館(〒659-0068 栗平町8-24)「NHK公開セミナー」係へ。*参加者には、国立国際美術館「ゴッホ展」の招待券(1人1枚)を進呈。
問い合わせ 公民館 ☎35-0700

「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しました

問い合わせ こども課 ☎38-2045

市では平成12年度から「児童健全育成計画(エンゼルプラン)」を進めてきましたが、今回、この計画を発展的・効果的に見直し、新たに行動計画を策定しました。この計画は、今後5年間で市が取り組む対策や達成目標・実施時期などを明らかにしたもので、今後はこれに基づいて「次世代育成支援」対策に取り組んでいきます。

計画の実現に向けて...

推進体制の充実・強化
全庁的な取り組みの充実を図ります。
国、県、近隣市との連携を深めます。
子育て支援の拠点「(仮称)子育て支援総合情報センター(つどいの広場)」の整備を進めます。

市民や地域との協働による一体的な取り組みを進めるため、「(仮称)芦屋市子育て支援連絡会」を設置します。
計画の進行管理
市民を主体とした評価組織からの意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。
計画の実施状況を、広報紙やホームページ等に掲載します。

市民や地域との協働による推進
子育て支援の地域づくりを推進します。

	今後推進していく具体事業の紹介(抜粋) ...	行: 行政主導型	協: 行政・市民協働型	民: 市民主導型	21年度目標
協	空き店舗を活用した子育て支援	商業施設等の空き店舗を活用した子育て支援サービスの実施			1カ所実施
行	学童期、思春期における問題に対する関係機関のネットワーク	学童期、思春期の問題に対応するために関係機関の連携を深め、相談体制を充実する			ネットワークの設立
民	地域の団体における食育の活動推進	乳幼児期から正しい食習慣が身につけられるように、食に関する情報提供や指導を行う			地域での食育活動の実施
協	児童館の充実	放課後、児童が活動できる場を確保するために、児童館事業の充実を図る			来館児童数の増加
行	心身障害児早期療育訓練事業「すくすく学級」	早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者に母子連帯の場を設けて保育と訓練指導を行い、子どもの育ちを援助する			施設の整備
協	情報教育の充実	情報機器の適正な利用や発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を実施する			家庭、学校、地域で取り組む
行	通常保育事業	保護者の就労や疾病等により、昼間保育に欠ける乳幼児を保育所で預かる			1カ所増設
協	危機管理体制の強化	警察との連携により、学校園、保育所での危機管理に対する情報交換を行うとともに、緊急時に子どもの安全を守ることができるような体制の整備を強化する			業者と連携し活動

遊びにおいて 保育所へ あなたの子育て応援します!

保育所	住所・電話・ファクス	園庭開放	体験保育(9時30分～11時40分)
精道保育所	精道町9-16 ☎32-0510/ FAX34-4736	5月から 第1・3木曜日 10時～11時30分	10/18～10/21 11/15～11/18 2～3歳児の親子各6組
打出保育所	宮川町4-4 ☎/FAX22-5725	5月第2週から毎週木曜日10時～11時30分	6/28・6/30 2歳児の親子3組
大東保育所	新浜町8-1 ☎/FAX 22-0089	4月から毎週木曜日10時～11時30分毎月第2火曜日13時30分～15時	7/6～7/8 10/26～10/28 1～3歳児の親子各5組
岩園保育所	岩園町2-18 ☎/FAX 31-0335	5月から第1、3金曜日10時～11時30分	6/7・6/9 10/18～10/20 2歳児の親子各3組
緑 保育所	緑町2-4 ☎/FAX34-0715	4月から毎週水曜日10時～11時30分	6/21・6/23 2歳児の親子3組
新浜保育所	新浜町1-1 ☎/FAX 32-0410	4月13日から毎週水曜日10時～11時30分	7/12～7/14 10/18～10/20 1～3歳児の親子各5組

【申し込み方法】 4月18日から22日までに電話かファクスで。参加希望が「体験保育」か「子育て広場」・児童名・生年月日・保護者名・住所・電話番号・兄弟姉妹の有無を明記し、各保育所へ。希望者が多数の場合は抽選。はがきで通知します。

《子育て広場》

日	新浜保育所	岩園保育所
日程	5月13・20・27(金)	6月15・22・29(水)
時間	午後1時30分～2時30分	午後1時30分～2時30分
対象	0歳児の親子10組 打出保育所	1～2歳児の親子15組 緑保育所
日程	10月12・19・26(水)	10月13・20・27(木)
時間	午前10時～11時	午前10時～11時
対象	1歳児の親子10組	0歳児の親子10組

0歳児...平成16年4月2日～17年4月1日生まれ
1歳児...平成15年4月2日～16年4月1日生まれ
2歳児...平成14年4月2日～15年4月1日生まれ
3歳児...平成13年4月2日～14年4月1日生まれ

《次世代育成支援対策推進法とは》

急速な少子化の進行と、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対処し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成する社会の形成を目指すための法律です。
本計画は5年を1期とし、平成17年度から21年度までを前期計画とします。後期計画は、前期計画の必要な見直しを行った上で策定します。
国の指針をもとに、地方公共団体(全ての市町村・都道府県)や、事業主(常時労働者が300人以上の企業)は、計画を策定し、公表する義務があります。

計画策定の経過

平成15年	12月	子育てに関するアンケートの実施
平成16年	5月～7月	地域協議会の開催
	8月～10月	庁内推進本部により素案の作成
	11月～12月	原案策定委員により原案の作成
平成17年	1月～2月	庁内推進本部により計画案の作成
	2月～3月	社会福祉審議会で審議
	3月	行動計画策定

《少子化の現況》

わが国は、少子化に対する対策をこれまでさまざまに実施してきました。
しかし、平成15年には1人の女性が一生の間で産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」が過去最低の1.29(本市では1.06)となるなど、今後いっそうの少子化が予測されています。少子化の背景には、「子育てにかかる費用の負担感。」「仕事と子育てへの両立の負担感。」等が考えられますが、このまま少子化が進めば「労働力人口の減少」「社会保障負担の増加。」への影響が危ぶまれています。
こうした現状を受け、国は平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。本市も今後10年間にわたり、少子化の流れを変えるための取り組みを進めていきます。

あい・あいるーむ

問い合わせ こども課 ☎38-2045

4月から、「あい・あいるーむ」の場所が変わっています。小さなお子さんが、雨の日も安心して遊べる「あい・あいるーむ」を、あなたも気軽にのぞいて見ませんか。

名称	場 所	開設曜日	開設時間
あいあいるーむ1	打出教育文化センター	毎月第1水曜	午前11時30分(祝祭日は休み)
あいあいるーむ2	美術館講義室	毎月第2水曜	
あいあいるーむ3	児童センター2階遊戯室	毎月第3水曜	
あいあいるーむ4	青少年センター和室	毎月第4水曜	
あいあいるーむ5	和風園ホール	毎月第4水曜	

詳しくは、保育所のホームページ(http://www.city.ashiya.hyogo.jp/hoi/ku/)で。

税のQ & A

固定資産税が急が高くなったのですが、平成12年から17年度に住宅を新築しました。平成17年度は住宅を新築し、新築住宅に対する減額制度は固定資産税に適用されません。詳しくは、左記へお問い合わせください。

問い合わせ 課税課固定資産税担当 ☎2017

花と緑の相談はお近くの緑化委員へ

緑化推進協力店 イカリスーパー花店(岩園町)☎32-7001 / サロンドブーク芦屋(東芦屋町)☎31-1357 / パフィオD E ニラク(船戸町)☎32-0284 / ヨネダ園芸(茶屋之町)☎32-2273 / 川口園芸芸(清水町)☎22-4092 / Green & Flower 葵(光光町)☎38-2333 / 今里天晴園(西山町)☎22-1696 / 植吉(津知町)☎22-5844 / 松浦造園土木(岩園町)☎31-6794 / 阪上撰樹園(春日町)☎22-0434 市民代表 <敬称略> 精道校区・稲見寿郎☎32-8562 中村葉子☎38-3418 / 宮川校区・前田晴美☎31-3957 鯉田佳世子☎22-6300 / 打出浜校区・石野猛☎22-8582 河野朱貴☎34-1670 / 山手校区・井上治子☎32-8831 荒川千咲子☎35-0840 / 岩園校区・藤川富貴子☎31-3136 松本忠彦☎31-7609 / 朝日ヶ丘校区・門脇俊照☎34-0437若林達夫☎21-5667 / 潮見校区・是川明☎23-0807 梅本素子☎23-4515 / 浜風校区・川原康哉☎32-2595 林尚茂☎31-8980
問い合わせ みどりの課 ☎38-2103

里道・水路を市が所有

国(国土交通省等)所有の里道、水路(国道・県道・二級河川・砂防指定河川等の敷地は除く)は、市が所有し、管理することになりました。
4月からは、法定外公共物の敷地の占用、形状変更等は「芦屋市法定外公共物管理条例」に基づく許可が必要です(法定外公共物の路線は下記で縦覧を行っています)。
法定外公共物とは...道路法・下水道法・河川法その他特別の法令の規定が適用・準用しない公共の市の所有物のことです。
問い合わせ 道路課 ☎38-2062